

伊 勢 市 公 報

第 85 号
平成 21 年 5 月 20 日
水 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ 伊勢市景観計画の策定及び縦覧について	2
○ 地縁団体「朝熊町自治会」の代表者変更について	3
○ 地縁団体「城田団地自治会」の代表者変更について	4
○ 地縁団体「二俣 1 丁目町会」の代表者変更について	5
○ 地縁団体「明野第 4 自治区」の代表者変更について	6
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	7
○ 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	9
教育委員会告示	
○ 伊勢市指定文化財の指定について	11
○ 伊勢市指定文化財の指定の解除について	12
選挙管理委員会告示	
○ 在外選挙人名簿関係	13
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	
○ 伊勢市農業委員会委員選挙関係	14
・ 選挙権を有する者の総数の 2 分の 1 の数について	
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者変更届けについて	15
公 告	
○ 都市公園の区域変更について	16
○ パブリックコメント（伊勢市都市マスタープラン全体構想）の結果公表について	17
○ パブリックコメント（伊勢市景観計画）の結果公表について	18
○ パブリックコメント（伊勢市景観条例）の結果公表について	19
○ 農地利用集積計画（利用権設定）について	20
○ 伊勢市都市マスタープラン全体構想の策定について	21
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更縦覧について	22
○ 公示送達	24
○ 犬の抑留について	25

伊勢市告示第33号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の景観計画を定めまし
たので、同法第9条第6項の規定により次のとおり告示し、当該景観計画の
図書を公衆の縦覧に供します。

平成21年5月1日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 景観計画の名称

伊勢市景観計画

2 景観計画を定める土地の区域

伊勢市全域

3 効力の発生する日

平成21年10月1日

4 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課

電話 0596-21-5591

伊勢市告示第 34 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、朝熊町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 21 年 5 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 藤 原 巖

伊勢市朝熊町 1173 番地 3

変更後 森 眞 光

伊勢市朝熊町 1209 番地

伊勢市告示第 35 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
城田団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 21 年 5 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 折 戸 正 弘

伊勢市上地町 469 番地 2

変更後 加 藤 公 男

伊勢市上地町 450 番地 15

伊勢市告示第 36 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
二俣 1 丁目町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 21 年 5 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 大 藪 記 三

伊勢市二俣 1 丁目 11 番 16 号

変更後 高 橋 正 昭

伊勢市二俣 1 丁目 4 番 5 号

2 その他

平成 18 年 6 月 24 日付けで大川好亮/伊勢市二俣 1 丁目 1 番 10 号に、代
表者の氏名及び住所が変更していた旨の届出がありました。

伊勢市告示第 37 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、明野第 4 自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 21 年 5 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 井 上 正

伊勢市小俣町明野 284 番地 7

変更後 伊 藤 欽 一 郎

伊勢市小俣町明野 495 番地 4

伊勢市告示第 38 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号並びに伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成 18 年規則第 15 号）第 6 条の規定により、次のとおり告示します。

平成 21 年 5 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 介護保険事業者番号

2490800063

2 事業者の名称及び所在地

名称 小規模多機能ホーム森伸伊勢西

所在地 伊勢市磯町 1835 番地 4

3 申請者及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

申請者 株式会社 森伸

主たる事業所の所在地 伊勢市上野町 3385 番地

代表者氏名 代表取締役 森下 真二

代表者住所 伊勢市上野町 3385 番地

4 指定の年月日

平成 21 年 5 月 1 日

5 サービスの種類

小規模多機能型居宅介護

伊勢市告示第 39 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 20 第 1 号並びに伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成 18 年規則第 15 号）第 6 条の規定により、次のとおり告示します。

平成 21 年 5 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 介護保険事業者番号

2490800063

2 事業者の名称及び所在地

名称 小規模多機能ホーム森伸伊勢西

所在地 伊勢市磯町 1835 番地 4

3 申請者及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

申請者 株式会社 森伸

主たる事業所の所在地 伊勢市上野町 3385 番地

代表者氏名 代表取締役 森下 真二

代表者住所 伊勢市上野町 3385 番地

4 指定の年月日

平成 21 年 5 月 1 日

5 サービスの種類

介護予防小規模多機能型居宅介護

伊勢市教育委員会告示第6号

伊勢市文化財保護条例に基づき、次のとおり伊勢市指定文化財に指定します。

平成21年5月7日

伊勢市教育委員会
委員長 岡本 國孝

記

種別	名称	時代	員数	所在地	所有者 (管理者)
有形文化財 (工芸)	<small>おおごり</small> 大五輪の 五輪塔	南北朝時代	1基	伊勢市楠部町 字大五輪115	久留紀子
記念物 (天然記念物)	<small>いやさか</small> 弥栄の松	—	1株	伊勢市大湊町 1062-6	日保見山 八幡宮

伊勢市教育委員会告示第7号

伊勢市文化財保護条例に基づき、次のとおり伊勢市指定文化財の指定を解除します。

平成21年5月7日

伊勢市教育委員会
委員長 岡本 國孝

記

種別	名称	時代	員数	所在地	所有者 (管理者)
彫刻	木造聖観音菩薩立像	鎌倉時代	1 軀	伊勢市中之町 101	宗教法人 寂照寺
彫刻	木造薬師如来坐像	平安時代	1 軀	伊勢市楠部町 2012-1	宗教法人 心證寺

伊勢市選管告示第 27 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人

名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 21 年 5 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 6 月 3 日（水）から同月 7 日（日）までの 5 日間
(公職選挙法施行令第 23 条の 11)

伊勢市選管告示第 28 号

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 14 条第 1 項に規定する農業
委員会の委員の選挙権を有する者の総数の 2 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 21 年 5 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 2 分の 1 の数 2,945 人

（参考）農業委員会委員選挙人名簿登録者総数 5,890 人

伊勢市上下水道事業告示第 20 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条の規定に基づき下記の伊勢市指定給水装置工事事業者から変更の届出がありましたので、告示します。

平成 21 年 5 月 7 日

伊勢市長 森 下 隆 生

	指定 番号	事業者名	所 在 地	変 更 年月日
変更後	170	シンフォニアエンジニア リング株式会社	伊勢市竹ヶ鼻町 99 番 地 96	平成 21 年 4 月 1 日
変更前		神電エンジニアリング 株式会社		

伊勢市公告第 37 号

都市公園の区域変更について

次のとおり都市公園の区域を変更するので、伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例第 159 号）第 15 条の規定により公告します。

平成 21 年 4 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 区域を変更する都市公園の名称及び位置

名 称	位 置
宮川堤公園	伊勢市宮川 2 丁目 1 番地先から 伊勢市中島 2 丁目 220 番 1 地先まで

2 変更に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、伊勢市都市整備部維持課において縦覧に供します。

3 供用開始の期日 平成 21 年 4 月 28 日

伊勢市公告第 38 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市都市マスタープラン全体構想（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成 21 年 5 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 案の題名
伊勢市都市マスタープラン全体構想（案）
- 2 案の公告日
平成 20 年 12 月 22 日
- 3 提出された意見概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 39 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市景観計画（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成 21 年 5 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 案の題名
伊勢市景観計画（案）
- 2 案の公告日
平成 20 年 12 月 22 日
- 3 提出された意見概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 40 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市景観条例（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成 21 年 5 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 案の題名
伊勢市景観条例（案）
- 2 案の公告日
平成 20 年 12 月 22 日
- 3 提出された意見概要
なし
- 4 提出された意見に対する市の考え方
なし
- 5 案の修正内容
なし

伊勢市公告第 41 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 21 年 5 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
2 人	2 人	10,038 m ²	1 年
1 人	1 人	2,167 m ²	2 年
7 人	6 人	25,668 m ²	3 年
3 人	3 人	10,150 m ²	5 年
2 人	2 人	9,534 m ²	10 年

伊勢市公告第 42 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、伊勢市の都市計画に関する基本的な方針（伊勢市都市マスタープラン全体構想）を策定したので、同条第 3 項の規定により、次のとおり当該基本方針を公表する。

平成 21 年 5 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 43 号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、平成 21 年 6 月 8 日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、平成 21 年 6 月 8 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成 21 年 5 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間
自 平成 21 年 5 月 8 日
至 平成 21 年 6 月 8 日

- 2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先
伊勢市産業観光部 農林水産課 伊勢市御薮総合支所 1 階

郵送 〒516-8501

伊勢市御薗町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林水産課

ファクシミリ 0596-21-5605

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法、提出にあたっての留意事項

意見書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記提出先に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法、申出にあたっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか郵送により申出してください。

伊勢市公告第 44 号

公 示 送 達

下記の者の平成 20 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 21 年 5 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

氏 名	住 所	被保険者番号
木戸 義郎	伊勢市御菌町高向 1867 番地 2	0300366986
古森 喜六	伊勢市大湊町 553 番地	0300365871

伊勢市公告第 45 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 5 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市船江	ヨークシ ャテリア	茶・灰	雄	小	91 日 以上	黒い バンダナ

2 抑留した日 平成 21 年 5 月 14 日

3 抑留期限 平成 21 年 5 月 21 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）